

平成30年度廃棄水道メーター等売却公告

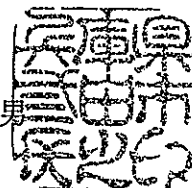
廃棄水道メーター等を売却するため、下記により一般競争入札（せり売り）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告します。

平成30年 7月20日

三田市水道事業

三田市長 森

哲



1 せり売りの件名、執行する日時及び場所

- ①件名 平成30年度廃棄水道メーター等売却
- ②日時 平成30年 8月 8日（水）10時00分
- ③場所 三田市三輪2丁目1番1号 三田市役所3号庁舎2階 会議室

2 売却物件

水道メーターφ 13mm（直読式）	1,583個
φ 13mm（電子式）	30個
φ 20mm（直読式）	669個
φ 20mm（電子式）	59個
φ 25mm（電子式）	12個
φ 30mm（直読式）	17個
φ 30mm（電子式）	9個
φ 40mm（直読式）	33個
φ 40mm（電子式）	10個
φ 50mm（遠隔式）	25個
φ 75mm（遠隔式）	9個
φ 100mm（遠隔式）	2個
φ 150mm（遠隔式）	3個
φ 50mm以上の補足管	40個
合計	2,501個

（注1 メーター等の個数は目視で確認の為、φ 20mm以下の小口径の個数や補足管の個数について、若干の増減があります。）

（注2 電子・遠隔式メーターには通信コードがついているものもあります。）

（注3 口径が50mm以上のメーターには、接続金具、金属ネジ、受信器を含むものもあります。）

（注4 売却するメーターは、計測器と外装部分は分別しない有姿引渡です。）

3 最低売払い価格（せり売り開始価格）

700,000円（消費税及び地方消費税抜き金額）

756,000円（消費税及び地方消費税込み金額）

4 せり売り資料閲覧場所及び告示期間

①閲覧場所 三田市三輪2丁目1番1号 三田市役所3号庁舎1階 上水道課

②告示期間 平成30年7月20日（金）～8月3日（金）

9:00～17:30まで（土日を除く）

5 せり売りに参加する者に必要な要件

①三田市の平成30年度入札等参加資格承認を受けていること。

②金属くず商の許可を受けていること。

③施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

④暴力団員（暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または、暴力団員が経営を実質的に支配している会社等でないこと。

⑤せり売りへの参加申込を行った者又はその代理人であること。

6 入札（せり売り）保証金、契約保証金

免除します。

7 契約書作成の要否

否

8 せり売り参加申込先及び期限

①申込先 三田市三輪2丁目1番1号 三田市役所3号庁舎1階 上水道課

②申込期限 平成30年8月3日（金）17時30分まで

③申込書類 1) せり売り参加申込書（様式1）

2) 誓約書（様式2）

3) 金属くず商許可書の写し

4) 委任状（入札に代理人が出席の場合のみ）（様式3）

④申込方法 三田市役所のホームページ→「入札・契約」→「一般競争入札」→「平成30年度廃棄メーター等売却」から様式をダウンロードするか、上水道課まで必要書類を取りにきていただき、必要事項を記入の上、三田市役所3号庁舎1階 上水道課まで持参してください。（郵送・FAXでの申込は認めません。）

⑤せり売り参加申込受理書の交付

申込書類の審査後、的確者にはせり売り参加申込受理書を交付しますので、必ず入札執行当日に持参ください。

9 売却物件の見学場所

三田市三田町38-17

三田市役所 上下水道部 下山取水場（見学ご希望の場合は上水道課まで申し出てください。尚、閲覧期間はこの公告の告示期間と同一とします。）

10 せり売り当日の手続き等

- ①会場への入場時（入札時間15分前に受付を行いますので、必ず入札15分前にはお越しください。）に、せり売り参加申込受理書を提示後、座席及び番号を決めるくじを引いていただき、くじに記された番号と同じ番号札のある席に着席してください。参加者が代理人である場合には委任状（様式3）を着席前に提出していただきます。
- ②せり売りの方式は、予定価格（最低売払い価格）を開始価格とし、最小単位を1万円単位とした、せり上げ方式とします。
- ③参加者による金額の提示は、口頭で金額を宣言することにより行うものとします。この際、宣言金額は消費税及び地方消費税を除いた額としてください。
- ④価格を宣言する場合は番号札を挙げ、執行者の指示ののち宣言してください。
- ⑤せり売り開始時には、「番号札を挙げた方の中で最も若い番号の方」に、執行者が価格宣言の指示をしますので、その指示に従って宣言してください。なお、一度宣言した価格は撤回できません。
- ⑥2回目以降、同時に複数の方が番号札を挙げた場合には、「番号札を挙げた方の中で若い番号の順番」に執行者が価格の宣言の指示を行いますので、その指示に従って宣言してください。以後これを繰り返します。
- ⑦番号札を挙げる方がなくなった時点で、執行者は、「その時点での金額と最高額提示者を3回呼び上げるとともに、それより高い金額を提示したい方は札を挙げるよう」指示します。それでも札を挙げる方がいない場合は、せり売りを終了します。

11 買受人及び契約金額の決定

せり売り終了時に、最高額を提示した方を買受人とし、終了時点での金額に消費税及び地方消費税を加えた額をもって売払い金額とします。

12 せり売りの無効

本公告に示したせり売りに必要な資格のない者が宣言した金額は無効とします。

13 代金の納入

買受人決定後、売払い金額の納付書を作成してお渡ししますので、指定金融機関もしくは、上水道課窓口で納付してください。

代金の納付期限は平成30年8月22日（水）とします。

14 売却物件の引渡及び撤去

① 引渡

納付書による代金納付をもって引渡を可能とします。なお、当市で代金の納付確認がとれる（金融機関から通知がある）まで納付後1週間程度かかる場合がありますので、領収書を持参していただければ、それをもって納付確認とします。

② 撤去

売却物件は代金納付後、平成30年8月31日（金）までに撤去してください。搬出に当たっては上下水道部職員が立ち会いますので、上水道課担当と連絡を取り調整してください。

なお、「2（注5）」により、撤去日について、上水道課担当から調整させていただく場合は、都度、撤去期限を調整させていただきます。

引き取りにあたっての積込の諸費用及び運搬費用は買受人の負担とします。

1.5 質問に関する手続き等

①質問期間

告示日から平成30年8月6日（月） 12時00分まで

②質問方法

FAXにて上水道課まで問い合わせること

③回答方法

平成30年8月7日（火）17時00分までにホームページにて回答を掲載する
三田市役所のホームページ→「入札・契約」→「一般競争入札」→「平成30年度廃棄メーター等売却」

1.6 その他

この公告に定めのない事項については、地方自治法・同施行令及び三田市契約事務規則に基づき処理をすることとします。

問い合わせ先

三田市上下水道部 上水道課（担当 高橋）

電話番号 079-559-5156